

弁明通知公示送達書

放置違反金の納付命令にかかる道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定による弁明の機会の付与を、下記のとおり行いますので、同条第 7 項の規定により通知します。

なお、同条第 6 項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、滋賀県警察本部交通部交通指導課駐車対策係に保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪のうえ、受領してください。

令和 8 年 10 月 1 日

滋 賀 県 公 安 委 員 会



記

- 1 弁明書の提出先
〒520-8501 滋賀県大津市打出浜 1 番 10 号
滋賀県警察本部交通部 交通指導課駐車対策係
- 2 弁明の提出期限
令和 8 年 10 月 15 日まで
- 3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

弁明の機会の付与を受ける者の氏名	弁明の件名
柳 鳳浩	放置違反金の納付命令に関する件(第 60-101-260806-103003 号)



注 道路交通法第 51 条の 4 第 7 項の規定により、この公示をした日から起算して 2 週間を経過したときは、当該通知の到達があったものとみなされます。